

令和5年2月15日提出

令和5年2月市議会定例会

説明書・参考

〔 議案第20号～議案第42号 〕

島 田 市

説 明 書

議案第20号 島田市個人情報の保護に関する法律施行条例について

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、これまで独自に個人情報保護条例を制定していた地方公共団体に個人情報の保護に関する法律が一律に適用されることとなることから、現行の島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号）を廃止し、新たに条例を制定し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議案第21号 島田市個人情報保護審査会条例について

地方公共団体に個人情報の保護に関する法律が一律に適用されることとなることから、同法に基づく審査請求等に係る諮問に応じて調査審議する機関を設置するため、新たに条例を制定し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議案第22号 島田市薬学生修学資金貸与条例について

薬学を専攻する者で、将来、島田市立総合医療センターにおいて薬剤師として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、センターにおける薬剤師の確保を図るため、新たに条例を制定し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議案第23号 島田市支所設置条例の一部を改正する条例について

金谷南支所及び金谷北支所を統合し、新たな支所を設置するため、条例の一部を改正し、令和5年10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第24号 島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年5月に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、電子申請時の手数料等のオンライン納付や、添付書類の省略等を行うため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第25号 島田市情報公開条例の一部を改正する条例について

開示決定等の期限について、島田市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定と整合を図るため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第26号 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引上げが行われたことを受け、会計年度任用職員の給料を一般職の職員等と同様に引き上げるため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第27号 島田市税条例の一部を改正する条例について

失業、廃業等により所得が著しく減少した場合や、納税義務を承継したことにより、市民税の納付が困難となった場合を減免事由に加えるため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第28号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和4年11月に公布された建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）における省エネ建築物の認定基準が改正され、簡易な評価方法により適合確認が可能となる仕様基準等が追加されたことから、手数料の区分欄を新たに追加するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第29号 島田市福祉館条例の一部を改正する条例について

福祉館あけぼのの教養娯楽室を使用する団体から使用料を徴収するため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第30号 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認及び業務継続計画の策定等が追加されたことに伴い、本市においても同様の改正を行うため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第31号 島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

令和5年2月に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政

令第23号)の施行により、出産育児一時金の支給額が引き上げられることを受け、本市においても同様の見直しを行うため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第32号 島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について

金谷地区から川根地区にかけて民間事業者による大規模風力発電事業が計画されており、対象事業に大規模風力発電事業を加えるため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第33号 島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について

指定管理者の更新に合わせ、持続的かつ安定した施設の管理運営に資することを目的に、施設の利用実態に即した料金体系の導入のため、条例の一部を改正し、令和6年7月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第34号 島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について

指定管理者の更新に合わせ、持続的かつ安定した施設の管理運営に資することを目的に、施設の利用実態に即した料金体系の導入のため、条例の一部を改正し、令和6年7月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第35号 島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例について

指定管理者の更新に合わせ、持続的かつ安定した施設の管理運営に資することを目的に、施設の利用実態に即した料金体系の導入のため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第36号 島田市防災会議条例の一部を改正する条例について

市の防災計画の作成その他防災に関する事項を審議するに当たり、近年の様々な災害事例から、自衛隊、社会福祉法人及び経済団体から委員として参画いただくため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第37号 島田市博物館条例の一部を改正する条例について

博物館法の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）の施行に伴い、引用する条文を整理するとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正し令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第38号 島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

医学生修学資金の貸与を受けた医師に対する債務の免除に必要な勤務期間について、当該期間を延長することにより、島田市立総合医療センターに勤務する医師の安定的な確保を図るため、条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第39号 島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例について

令和3年度末をもって島田市水と緑のふるさと基金の全額を取り崩したため、条例を廃止し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議案第40号 島田市新病院建設基金条例を廃止する条例について

令和4年度末をもって島田市新病院建設基金の全額を取り崩すこととなったため、条例を廃止し、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議案第41号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

令和5年10月に広域連合である静岡地方税滞納整理機構の事務所が静岡市から藤枝市に移転することに伴い、静岡地方税滞納整理機構規約のうち、事務所の位置に係る規定を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により関係自治体と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第42号 指定管理者の指定期間の変更について

島田市川根温泉の指定期間を島田市川根温泉ホテルの指定期間に合わせ、一体的に管理することで、効率的な管理運営を目指すため、島田市川根温泉の指定期間を3か月延長しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第23号	島田市支所設置条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第24号	島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部 を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	3
議案第25号	島田市情報公開条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	11
議案第26号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	13
議案第27号	島田市税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	21
議案第28号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	23
議案第29号	島田市福祉館条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	43
議案第30号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	45
議案第31号	島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	49
議案第32号	島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正 する条例について ◇新旧条文対照表 -----	51
議案第33号	島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	55

議案第34号	島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	57
議案第35号	島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	61
議案第36号	島田市防災会議条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	63
議案第37号	島田市博物館条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	65
議案第38号	島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	67
議案第41号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について ◇新旧条文対照表 -----	71
議案第42号	指定管理者の指定期間の変更について ◇指定期間を変更する理由及び指定管理の状況 -----	73

議案第23号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市支所設置条例

新 条 文

(名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
島田市金谷支所	島田市金谷代官町 3400番地	神谷城、菊川、佐夜鹿、切山、金谷猪土居、金谷富士見町、金谷城山町、金谷坂町、金谷新町、金谷金山町、金谷田町、金谷南町、金谷緑町、金谷本町、金谷古横町、金谷上十五軒、金谷下十五軒、金谷都町、金谷清水、金谷天王町、金谷二軒家、金谷中町、金谷扇町、金谷宮崎町、金谷泉町、金谷東一丁目、金谷東二丁目、金谷栄町、金谷根岸町、金谷代官町、大代、志戸呂、番生寺、島、竹下、牛尾、横岡、横岡新田、神尾、福用及び高熊の区域
省略		

対 照 表

旧 条 文

(名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
<u>島田市金谷南支所</u>	<u>島田市金谷本町</u> <u>2014番地の2</u>	<u>神谷城、菊川、佐夜鹿、切山、金谷猪土居、金谷富士見町、金谷城山町、金谷坂町、金谷新町、金谷金山町、金谷田町、金谷南町、金谷緑町、金谷本町、金谷古横町、金谷上十五軒、金谷下十五軒、金谷都町、金谷清水、金谷天王町、金谷二軒家、金谷中町、金谷扇町、金谷宮崎町、金谷泉町、金谷東一丁目、金谷東二丁目、金谷栄町、金谷根岸町及び金谷代官町の区域</u>
<u>島田市金谷北支所</u>	<u>島田市竹下470番</u> <u>地の2</u>	<u>大代、志戸呂、番生寺、島、竹下、牛尾、横岡、横岡新田、神尾、福用及び高熊の区域</u>
省略		

新 条 文

島田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)

↳ 省略

(10)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を

対 照 表

旧 条 文

島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)

↳ 省略

(10)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に

使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知

代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

情報を入手し、又は参照することができる場合（当該書面等の添付を省略することについて市の機関が適当と認める場合に限る。）には、添付することを要しない。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第9条 省略

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第10条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第11条 省略

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 省略

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行
わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情
報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法に
より公表するものとする。

(委任)

第9条 省略

新 条 文

(開示決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 省略

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(費用負担)

第18条 公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 公文書（電磁的記録に限る。）の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

対 照 表

旧 条 文

(開示決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 省略

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(費用負担)

第18条 公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 公文書（電磁的記録に限る。）の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

議案第26号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

新 条 文

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
<u>1</u>	<u>150,100</u>	<u>169,800</u>
<u>2</u>	<u>151,200</u>	<u>171,200</u>
<u>3</u>	<u>152,400</u>	<u>172,600</u>
<u>4</u>	<u>153,500</u>	<u>174,000</u>
<u>5</u>	<u>154,600</u>	<u>175,300</u>
<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>177,800</u>
<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>180,300</u>
<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>182,800</u>
<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>185,200</u>
<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>186,900</u>
<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>188,500</u>
<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>190,200</u>
<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>191,700</u>
<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>193,400</u>
<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>195,200</u>
<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>196,900</u>
<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>198,500</u>
<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>200,300</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>202,100</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>203,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>205,400</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>207,200</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>209,000</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>210,800</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>212,400</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>214,200</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>216,000</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>217,800</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>219,200</u>

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
<u>1</u>	<u>146,100</u>	<u>165,900</u>
<u>2</u>	<u>147,200</u>	<u>167,400</u>
<u>3</u>	<u>148,400</u>	<u>168,900</u>
<u>4</u>	<u>149,500</u>	<u>170,400</u>
<u>5</u>	<u>150,600</u>	<u>171,700</u>
<u>6</u>	<u>151,700</u>	<u>174,400</u>
<u>7</u>	<u>152,800</u>	<u>177,000</u>
<u>8</u>	<u>153,900</u>	<u>179,600</u>
<u>9</u>	<u>154,900</u>	<u>182,200</u>
<u>10</u>	<u>156,300</u>	<u>183,900</u>
<u>11</u>	<u>157,600</u>	<u>185,500</u>
<u>12</u>	<u>158,900</u>	<u>187,200</u>
<u>13</u>	<u>160,100</u>	<u>188,700</u>
<u>14</u>	<u>161,600</u>	<u>190,400</u>
<u>15</u>	<u>163,100</u>	<u>192,200</u>
<u>16</u>	<u>164,700</u>	<u>193,900</u>
<u>17</u>	<u>165,900</u>	<u>195,500</u>
<u>18</u>	<u>167,400</u>	<u>197,300</u>
<u>19</u>	<u>168,900</u>	<u>199,100</u>
<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>200,900</u>
<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>202,400</u>
<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>204,200</u>
<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>206,000</u>
<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>207,800</u>
<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>209,400</u>
<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>211,200</u>
<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>213,000</u>
<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>214,800</u>
<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>216,200</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	253,600	338,400	400,400
2	256,100	341,400	403,300
3	258,600	344,200	405,900
4	261,100	347,100	408,600
5	263,300	349,800	411,000
6	267,100	352,800	413,300
7	270,900	355,900	415,400
8	274,700	358,700	417,300
9	278,300	361,100	419,500
10	282,300	363,700	422,200
11	286,300	366,400	424,800
12	290,300	369,200	427,500
13	294,000	372,100	429,900
14	298,000	375,600	432,400
15	301,900	378,600	434,800
16	305,700	382,200	437,300
17	309,300	385,600	439,300
18	312,800	388,300	441,700
19	316,300	390,800	444,000
20	319,800	393,400	446,400
21	323,400	396,100	447,900
22	327,100	398,300	450,300
23	330,500	400,200	452,600
24	333,800	401,800	454,900
25	337,300	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800
2	156,500	193,100	228,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	249,800	335,000	399,000
2	252,300	338,000	401,900
3	254,800	340,900	404,500
4	257,300	343,800	407,200
5	259,500	346,500	409,800
6	263,300	349,700	412,200
7	267,100	352,800	414,900
8	270,900	355,900	417,300
9	274,500	358,700	419,500
10	278,500	361,400	422,200
11	282,500	364,500	424,800
12	286,500	367,700	427,500
13	290,300	370,600	429,900
14	294,300	374,100	432,400
15	298,200	377,100	434,800
16	302,100	380,700	437,300
17	305,800	384,300	439,300
18	309,400	387,000	441,700
19	312,900	389,500	444,000
20	316,500	392,100	446,400
21	320,100	394,900	447,900
22	323,800	397,200	450,300
23	327,300	399,700	452,600
24	330,600	401,800	454,900
25	334,100	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600

<u>3</u>	<u>157,900</u>	<u>194,700</u>	<u>230,000</u>
<u>4</u>	<u>159,300</u>	<u>196,300</u>	<u>231,600</u>
<u>5</u>	<u>160,500</u>	<u>197,800</u>	<u>233,000</u>
<u>6</u>	<u>162,300</u>	<u>199,300</u>	<u>234,600</u>
<u>7</u>	<u>164,000</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>
<u>8</u>	<u>165,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,700</u>
<u>9</u>	<u>167,200</u>	<u>204,000</u>	<u>238,600</u>
<u>10</u>	<u>168,900</u>	<u>205,700</u>	<u>240,000</u>
<u>11</u>	<u>170,500</u>	<u>207,300</u>	<u>241,400</u>
<u>12</u>	<u>172,300</u>	<u>209,000</u>	<u>242,500</u>
<u>13</u>	<u>173,700</u>	<u>210,400</u>	<u>244,000</u>
<u>14</u>	<u>175,500</u>	<u>212,000</u>	<u>245,300</u>
<u>15</u>	<u>177,400</u>	<u>213,600</u>	<u>246,500</u>
<u>16</u>	<u>179,200</u>	<u>215,200</u>	<u>247,800</u>
<u>17</u>	<u>181,100</u>	<u>216,600</u>	<u>248,600</u>
<u>18</u>	<u>182,600</u>	<u>218,200</u>	<u>249,800</u>
<u>19</u>	<u>184,400</u>	<u>219,900</u>	<u>250,900</u>
<u>20</u>	<u>186,200</u>	<u>221,600</u>	<u>252,000</u>
<u>21</u>	<u>187,700</u>	<u>222,900</u>	<u>253,400</u>
<u>22</u>	<u>189,200</u>	<u>224,400</u>	<u>254,200</u>
<u>23</u>	<u>190,700</u>	<u>225,800</u>	<u>255,100</u>
<u>24</u>	<u>192,200</u>	<u>227,300</u>	<u>256,000</u>
<u>25</u>	<u>193,800</u>	<u>228,500</u>	<u>257,000</u>

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
<u>1</u>	<u>169,900</u>	<u>197,000</u>	<u>243,600</u>
<u>2</u>	<u>171,300</u>	<u>198,900</u>	<u>245,400</u>
<u>3</u>	<u>172,800</u>	<u>200,900</u>	<u>247,200</u>
<u>4</u>	<u>174,200</u>	<u>202,800</u>	<u>249,000</u>
<u>5</u>	<u>175,600</u>	<u>204,900</u>	<u>250,400</u>
<u>6</u>	<u>177,100</u>	<u>206,900</u>	<u>251,700</u>
<u>7</u>	<u>178,600</u>	<u>209,100</u>	<u>252,800</u>
<u>8</u>	<u>180,100</u>	<u>211,200</u>	<u>254,100</u>
<u>9</u>	<u>181,300</u>	<u>213,200</u>	<u>254,900</u>
<u>10</u>	<u>183,000</u>	<u>214,600</u>	<u>255,800</u>

<u>2</u>	<u>152,400</u>	<u>190,000</u>	<u>225,200</u>
<u>3</u>	<u>153,800</u>	<u>191,600</u>	<u>226,800</u>
<u>4</u>	<u>155,200</u>	<u>193,200</u>	<u>228,400</u>
<u>5</u>	<u>156,400</u>	<u>194,700</u>	<u>229,800</u>
<u>6</u>	<u>158,200</u>	<u>196,200</u>	<u>231,400</u>
<u>7</u>	<u>159,900</u>	<u>197,800</u>	<u>232,900</u>
<u>8</u>	<u>161,500</u>	<u>199,300</u>	<u>234,500</u>
<u>9</u>	<u>163,100</u>	<u>200,900</u>	<u>235,600</u>
<u>10</u>	<u>164,800</u>	<u>202,600</u>	<u>237,100</u>
<u>11</u>	<u>166,400</u>	<u>204,200</u>	<u>238,500</u>
<u>12</u>	<u>168,200</u>	<u>205,900</u>	<u>239,700</u>
<u>13</u>	<u>169,700</u>	<u>207,300</u>	<u>241,300</u>
<u>14</u>	<u>171,600</u>	<u>208,900</u>	<u>242,700</u>
<u>15</u>	<u>173,600</u>	<u>210,500</u>	<u>243,900</u>
<u>16</u>	<u>175,500</u>	<u>212,100</u>	<u>245,300</u>
<u>17</u>	<u>177,400</u>	<u>213,500</u>	<u>246,100</u>
<u>18</u>	<u>179,200</u>	<u>215,100</u>	<u>247,300</u>
<u>19</u>	<u>181,000</u>	<u>216,800</u>	<u>248,500</u>
<u>20</u>	<u>182,900</u>	<u>218,500</u>	<u>249,600</u>
<u>21</u>	<u>184,700</u>	<u>219,800</u>	<u>251,000</u>
<u>22</u>	<u>186,200</u>	<u>221,300</u>	<u>251,900</u>
<u>23</u>	<u>187,700</u>	<u>222,700</u>	<u>252,900</u>
<u>24</u>	<u>189,200</u>	<u>224,200</u>	<u>254,000</u>
<u>25</u>	<u>190,800</u>	<u>225,600</u>	<u>255,200</u>

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
<u>1</u>	<u>165,300</u>	<u>192,400</u>	<u>240,200</u>
<u>2</u>	<u>166,700</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>
<u>3</u>	<u>168,200</u>	<u>196,600</u>	<u>243,800</u>
<u>4</u>	<u>169,600</u>	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>
<u>5</u>	<u>171,000</u>	<u>200,700</u>	<u>247,000</u>
<u>6</u>	<u>172,500</u>	<u>203,000</u>	<u>248,300</u>
<u>7</u>	<u>174,000</u>	<u>205,300</u>	<u>249,400</u>
<u>8</u>	<u>175,500</u>	<u>207,500</u>	<u>250,700</u>

<u>11</u>	<u>184,600</u>	<u>216,000</u>	<u>256,700</u>
<u>12</u>	<u>186,100</u>	<u>217,200</u>	<u>257,500</u>
<u>13</u>	<u>187,500</u>	<u>218,600</u>	<u>258,600</u>
<u>14</u>	<u>189,500</u>	<u>220,000</u>	<u>259,600</u>
<u>15</u>	<u>191,500</u>	<u>221,500</u>	<u>260,400</u>
<u>16</u>	<u>193,500</u>	<u>222,700</u>	<u>261,300</u>
<u>17</u>	<u>195,500</u>	<u>224,100</u>	<u>261,800</u>
<u>18</u>	<u>197,500</u>	<u>225,600</u>	<u>262,700</u>
<u>19</u>	<u>199,500</u>	<u>227,100</u>	<u>263,500</u>
<u>20</u>	<u>201,500</u>	<u>228,600</u>	<u>264,300</u>
<u>21</u>	<u>203,500</u>	<u>229,700</u>	<u>265,200</u>
<u>22</u>	<u>205,400</u>	<u>231,400</u>	<u>265,900</u>
<u>23</u>	<u>207,500</u>	<u>233,100</u>	<u>266,800</u>
<u>24</u>	<u>209,600</u>	<u>234,700</u>	<u>267,600</u>
<u>25</u>	<u>211,200</u>	<u>236,000</u>	<u>268,600</u>

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

<u>9</u>	<u>176,700</u>	<u>209,800</u>	<u>251,700</u>
<u>10</u>	<u>178,400</u>	<u>211,200</u>	<u>252,700</u>
<u>11</u>	<u>180,000</u>	<u>212,600</u>	<u>253,600</u>
<u>12</u>	<u>181,500</u>	<u>213,800</u>	<u>254,500</u>
<u>13</u>	<u>182,900</u>	<u>215,200</u>	<u>255,700</u>
<u>14</u>	<u>184,900</u>	<u>216,600</u>	<u>256,800</u>
<u>15</u>	<u>186,900</u>	<u>218,100</u>	<u>257,600</u>
<u>16</u>	<u>188,900</u>	<u>219,300</u>	<u>258,600</u>
<u>17</u>	<u>191,000</u>	<u>220,700</u>	<u>259,100</u>
<u>18</u>	<u>193,100</u>	<u>222,200</u>	<u>260,000</u>
<u>19</u>	<u>195,200</u>	<u>223,700</u>	<u>261,000</u>
<u>20</u>	<u>197,300</u>	<u>225,200</u>	<u>261,800</u>
<u>21</u>	<u>199,300</u>	<u>226,300</u>	<u>262,700</u>
<u>22</u>	<u>201,500</u>	<u>228,000</u>	<u>263,600</u>
<u>23</u>	<u>203,700</u>	<u>229,700</u>	<u>264,500</u>
<u>24</u>	<u>205,900</u>	<u>231,400</u>	<u>265,500</u>
<u>25</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>266,700</u>

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

例規名 島田市税条例

新 条 文

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 納税義務者が死亡したため、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した相続人（包括受遺者を含む。）で、当該承継した市民税の納付が困難と認められるもの

(7) 失業、廃業等により前年に比し所得が著しく減少したため市民税の納付が困難と認められる者

2 省略

3 省略

対 照 表

旧 条 文

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)

↳ 省略

(5)

2 省略

3 省略

議案第28号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
62	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略	
				<u>適合証を添付しない場合で法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）による審査を行うとき。</u>	1戸につき18,000円
				<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</u>	1戸につき37,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」	省略
				<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準</u>	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
				<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準</u>	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10

対 照 表

旧 条 文						
別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
62	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略		
				<u>適合証を添付しない場合</u>	<u>1戸につき37,000円</u>	
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」	省略	
				<u>適合証を添付しない場合</u>	<u>申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円</u>	

				と いう。)を 除く。)を いう。以 下 同 じ。)	以外の基 準による 審査を行 うとき。	戸以下のものは1件に つき106,000円、11戸 以上のものは1件につ き150,000円
					省略	
				住戸部 分及び 共用部 分以外 の部分	省略	
					適合証を 添付しな い場合に 市長が定 める基準 による審 査を行う とき。	床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき94,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき120,000円
					適合証を 添付しな い場合に 市長が定 める基準 以外の基 準による 審査を行 うとき。	床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき246,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき309,000円

					と いう。 う。)を 除く。 を。い う。以 下 同 じ。)	
						省略
				住戸部 分及び 共用部 分以外 の部分		省略
					適合証を 添付しな い場合に 法第54条 第1項第 1号の経 済産業大 臣、国土 交通大臣 及び環境 大臣が定 める基準 のうち市 長が別に 定めるも の（以下 この項及 び次項に おいて 「市長が 定める基 準」とい う。）によ る審査を 行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>246,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>309,000円</u>
					適合証を 添付しな い場合に 市長が定 める基準 以外の基 準による 審査を行 うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>94,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>120,000円</u>

			その他の建築物	省略	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円
63	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	1戸につき9,000円
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき19,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき9,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき18,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき27,000円、11戸以上のものは1件につき40,000円
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円

			その他の建築物	省略	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>246,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>309,000円</u>
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>94,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>120,000円</u>
63	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略	
				適合証を添付しない場合	1戸につき19,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略
				適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき <u>19,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1件につき <u>38,000円</u> 、6戸以上10戸以下のものは1件につき <u>55,000円</u> 、11戸以上のものは1件につき <u>78,000円</u>

				省略		
			住戸部分及び共用部分以外の部分	省略		
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>48,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>61,000円</u>	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>124,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>156,000円</u>	
				省略		
			その他の建築物	省略		
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>48,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>61,000円</u>	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>124,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>156,000円</u>	
63の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		省略		
			特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済		

				省略		
			住戸部分及び共用部分以外の部分	省略		
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>124,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>156,000円</u>	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>48,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>61,000円</u>	
				省略		
			その他の建築物	省略		
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>124,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>156,000円</u>	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>48,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>61,000円</u>	
63の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		省略		
			特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済		

				<p>産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、66の項及び66の2の項において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定を行うとき。</p>	省略
				<p>向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅であって、工場等(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分</p>	省略
					省略
省略					
64	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」と	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証(市長が定める機関が交付した法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合	

				<p>向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>産業省・国土交通省令第1号。以下この項から66の2の項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号口に規定する基準による判定を行うとき。</p>	<p>省略</p>
						<p>省略</p>
						<p>省略</p>
<p>省略</p>						
64	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく認</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>適合証(市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</p>		

	いう。)第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査			することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。)を添付する場合	省略		
				<u>適合証を添付しない場合で法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）による審査を行うとき。</u>	1戸につき18,000円		
				<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</u>	1戸につき37,000円		
				一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略	
						<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。</u>	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
						<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</u>	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
							省略

定の申請に対する審査			る法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。)を添付する場合	省略
			適合証を添付しない場合	1戸につき37,000円
一戸建ての住宅以外の住宅		住戸部分	省略	
			適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
			省略	

				住戸部分及び共用部分以外の部分	省略
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>94,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>120,000円</u>
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>246,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>309,000円</u>
			その他の建築物	省略	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>94,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>120,000円</u>
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>246,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>309,000円</u>
65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	<u>1戸につき9,000円</u>

				住戸部分及び共用部分以外の部分	省略
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円
			その他の部分	省略	
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円
65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略	
				適合証を添付しない場合	1戸につき19,000円

				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	1戸につき19,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略			
		適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき9,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき18,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき27,000円、11戸以上のものは1件につき40,000円		
		適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円		
	省略				
住戸部分及び共用部分以外の部分	省略				
	適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円			
	適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円			

			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略
				適合証を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1件につき19,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき38,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき55,000円、11戸以上のものは1件につき78,000円
					省略
				住戸部分及び共用部分以外の部分	省略
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円

					審査を行うとき。	
			その他の建築物	省略		
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円	
				適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円	
66	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査</u>	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した法第41条第1項に規定する基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合	省略	
				<u>適合証を添付しない場合で法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査を行うとき。</u>	1戸につき18,000円	
				<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</u>	1戸につき37,000円	

					定する基準による審査を行うとき。	
			その他の建築物	省略		
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円	
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円	
66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合	省略	
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	1戸につき37,000円	
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)及び(3)並びにロ(2)及	1戸につき18,000円	

			一戸建て の住宅以 外の住宅	住戸部	省略	
					<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。</u>	<u>申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円</u>
					<u>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</u>	<u>申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円</u>
					省略	
					省略	
					省略	
省略						

				び(3)に規定する基準による審査を行うとき。		
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部	省略	
					適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
					適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき。	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
					省略	
					省略	
省略						

例規名 島田市福祉館条例

新 条 文

別表（第7条関係）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後5時まで
省略				
調理実習室	500円	600円	700円	1,100円
教養娯楽室	200円	250円	300円	450円

対 照 表

旧 条 文

別表（第7条関係）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後5時まで
省略				
調理実習室	500円	600円	700円	1,100円

議案第30号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新 条 文

(放課後児童健全育成事業者の非常災害対策)

第7条 省略

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 省略

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

対 照 表

旧 条 文
<p>(放課後児童健全育成事業者の非常災害対策) 第7条 省略</p>
<p>(虐待等の禁止) 第13条 省略</p>

(衛生管理等)

第14条 省略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 省略

(衛生管理等)

第14条 省略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 省略

議案第31号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市国民健康保険条例

新 条 文

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、50万円を支給する。

2 省略

対 照 表

旧 条 文

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、42万円を支給する。

2 省略

新 条 文

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域との調和が図られた再生可能エネルギー発電の普及の促進が重要となっていることに鑑み、大規模再生可能エネルギー発電設備の設置に関して必要な事項を定め、当該設置が適正に行われることにより、災害の発生を防止するとともに、本市の豊かな自然環境の維持及び良好な景観の形成を図り、もって市民の安全で安心な生活環境の保全及び健全な都市環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備にあつては、発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。以下この号において同じ。）

イ 風力を電気に変換する設備及びその附属設備にあつては、発電出力が1,000キロワット以上のもの及び地盤面から風車を支持する工作物の頂部までの高さが50メートル以上のもの

(2) 事業 大規模再生可能エネルギー発電設備を設置し、当該大規模再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業をいう。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 設置工事 事業を行うに当たり法令（条例を含む。）上必要な許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）を受けた後に事業区域内において行う大規模再生可能エネルギー発電設備を設置する工事（当該設置のために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う工事を含む。以下同じ。）をいう。

(6) 省略

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、事業のうち建築物（建築基準法（昭和25年法律第201

対 照 表

旧 条 文

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域との調和が図られた太陽光発電の普及の促進が重要となっていることに鑑み、大規模太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定め、当該設置が適正に行われることにより、災害の発生を防止するとともに、本市の豊かな自然環境の維持及び良好な景観の形成を図り、もって市民の安全で安心な生活環境の保全及び健全な都市環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、その発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。）をいう。

(2) 事業 大規模太陽光発電設備を設置し、当該大規模太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 設置工事 事業を行うに当たり法令（条例を含む。）上必要な許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）を受けた後に事業区域内において行う大規模太陽光発電設備を設置する工事（当該設置のために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う工事を含む。以下同じ。）をいう。

(6) 省略

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、事業のうち建築物（建築基準法（昭和25年法律第201

号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。)に大規模再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、適用しない。

(事前協議等)

第7条 事業者は、次条第1項又は第2項の規定による届出(同項の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 大規模再生可能エネルギー発電設備の立地その他事業に関する計画(以下「事業計画」という。)の立案に関すること。
- (2) 大規模再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工に関すること。
- (3) 大規模再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項

2 省略

3 省略

(同意)

第9条 省略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。

- (1) 省略
- (2) 第1条の目的を達成するため別に定める大規模再生可能エネルギー発電設備の設置に関する基準に同意を得ようとする事業が適合しないとき。

3 省略

(運転開始の届出)

第11条 事業者は、大規模再生可能エネルギー発電設備の運転を開始しようとするときは、当該運転の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(稼働状況の報告)

第12条 事業者は、大規模再生可能エネルギー発電設備の稼働状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(事業終了等の届出)

第13条 省略

2 事業者は、大規模再生可能エネルギー発電設備の撤去をしたときは、当該撤去の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。)に大規模太陽光発電設備を設置するものについては、適用しない。

(事前協議等)

第7条 事業者は、次条第1項又は第2項の規定による届出(同項の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 大規模太陽光発電設備の立地その他事業に関する計画(以下「事業計画」という。)の立案に関すること。
- (2) 大規模太陽光発電設備の設計及び施工に関すること。
- (3) 大規模太陽光発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、大規模太陽光発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項

- 2 省略
- 3 省略

(同意)

第9条 省略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。

- (1) 省略
- (2) 第1条の目的を達成するため別に定める大規模太陽光発電設備の設置に関する基準に同意を得ようとする事業が適合しないとき。

3 省略

(運転開始の届出)

第11条 事業者は、大規模太陽光発電設備の運転を開始しようとするときは、当該運転の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(稼働状況の報告)

第12条 事業者は、大規模太陽光発電設備の稼働状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(事業終了等の届出)

第13条 省略

2 事業者は、大規模太陽光発電設備の撤去をしたときは、当該撤去の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

例規名 島田市川根温泉条例

新 条 文

別表（第16条関係）

1 入浴施設

利用区分	単位	利用料					
		大人		小人 (小学生)		高齢者等	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	1人、 1回	600円	890円	400円	630円	600円	890円
回数券	11回分	5,950円	8,830円	4,050円	6,290円	5,350円	8,830円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 高齢者等とは、満70歳以上の者及び老人クラブの会員である者をいう。
- 3 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 4 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 5 入浴施設の利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額とする。

2 省略

3 コテージ

利用区分	単位	利用料
A棟（4人用）	1棟、 1泊	31,400円
B棟（5人用）		39,250円
C棟（6人用）		47,100円
D棟（8人用）		62,800円

備考 省略

4

5 省略

6

対 照 表

旧 条 文

別表（第16条関係）

1 入浴施設

	利用区分	単位	利用料		
			大人	小人 (小学生)	高齢者等
当 旦 券	浴場のみ	1人、	520円	310円	520円
	浴場及びバーデ ゾーン	1回	1,040円	520円	1,040円
	バーデゾーンのみ		730円	310円	730円
回 数 券	浴場のみ	回数券	5,160円	3,140円	4,640円
	浴場及びバーデ ゾーン	11枚	10,390円	5,240円	9,350円
	バーデゾーンのみ		7,260円	3,140円	6,210円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 高齢者等とは、満70歳以上の市民及び老人クラブの会員である市民をいう。
- 3 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 4 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 5 1枚の回数券は、1人1回の利用に使用できる。

2 省略

3 コテージ

利用区分	単位	利用料
A棟（4人用）	1棟、 1泊	24,200円
B棟（5人用）		30,250円
C棟（6人用）		36,300円
D棟（8人用）		48,400円

備考 省略

4

5 省略

6

例規名 島田市川根温泉ホテル条例

新 条 文

別表第2（第14条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室利用料（宿泊の場合に限る。）

部屋名	定員	単位	大人		小人		幼児	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
和室	5人	1人1泊につき	省略	11,000円	省略	5,500円	省略	2,200円
洋室1	3人	1人1泊につき		11,000円		5,500円		2,200円
洋室2	2人	1人1泊につき		11,000円		5,500円		2,200円

備考

1

（省略）

8

9 繁忙期（3月20日から4月5日まで、同月29日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで、11月1日から11月30日まで及び12月29日から翌年の1月5日までの期間のうち、市長が定める期間をいう。以下同じ。）に宿泊する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。

10 省略

11 省略

(2) 宿泊室利用料（宿泊以外の場合に限る。）

定員	市内	市外
5人	次に掲げる額を合計した額 (1) 省略 (2) 入浴料 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり600円 イ 小人 1人当たり400円	次に掲げる額を合計した額 (1) 省略 (2) 入浴料 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり890円 イ 小人 1人当たり630円

備考 省略

(3) 省略

2 省略

3 入浴施設利用料

利用区分	大人	小人
------	----	----

対 照 表

旧 条 文

別表第2（第14条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室利用料（宿泊の場合に限る。）

部屋名	定員	単位	大人		小人		幼児	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
和室	5人	1人1泊につき	省略	7,700円	省略	3,850円	省略	1,100円
洋室1	3人	1人1泊につき		7,700円		3,850円		1,100円
洋室2	2人	1人1泊につき		7,700円		3,850円		1,100円

備考

1

） 省略

8

9 繁忙期（3月20日から4月5日まで、同月29日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで及び12月29日から翌年の1月5日までの期間のうち、市長が定める期間をいう。以下同じ。）に宿泊する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。

10 省略

11 省略

(2) 宿泊室利用料（宿泊以外の場合に限る。）

定員	市内	市外
5人	次に掲げる額を合計した額 (1) 省略 (2) 入浴料 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり520円 イ 小人 1人当たり310円	次に掲げる額を合計した額 (1) 省略 (2) 入浴料 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり880円 イ 小人 1人当たり630円

備考 省略

(3) 省略

2 省略

3 入浴施設利用料

利用区分	大人	小人

		市内	市外	市内	市外
当日券	1人1回につき	<u>600円</u>	省略	<u>400円</u>	省略
回数券	<u>11回分</u>	<u>5,950円</u>		<u>4,050円</u>	

備考 省略

		市内	市外	市内	市外
当日券	1人1回につき	<u>520円</u>	省略	<u>310円</u>	省略
回数券	1枚11回分	<u>5,160円</u>		<u>3,140円</u>	

備考 省略

例規名 島田市田代の郷温泉条例

新 条 文

別表（第15条関係）

1 入浴施設

区分	単位	利用料					
		大人		小人		高齢者等	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	1人、1回	600円	890円	400円	630円	600円	890円
回数券	11回分	5,950円	8,830円	4,050円	6,290円	5,350円	8,830円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 小人とは、小学生をいう。
- 3 高齢者等とは、満70歳以上の者及び老人クラブの会員である者をいう。
- 4 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 5 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 6 入浴施設の利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額とする。
- 7 1回の利用は、4時間までとする。
- 8 4時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に、大人及び高齢者等にあっては1人当たり110円を、小人にあっては1人当たり60円をそれぞれ加算した額とする。

2

） 省略

4

対 照 表

旧 条 文

別表（第15条関係）

1 入浴施設

区分	単位	利用料		
		大人	小人	高齢者等
当日券	1人、1回	520円	310円	520円
回数券	1枚、11回分	5,160円	3,140円	4,640円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 小人とは、小学生をいう。
- 3 高齢者等とは、満70歳以上の市民及び老人クラブの会員である市民をいう。
- 4 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 5 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 6 1回の利用は、4時間までとする。
- 7 4時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に、大人及び高齢者等にあつては1人当たり110円を、小人にあつては1人当たり60円をそれぞれ加算した額とする。

2

） 省略

4

例規名 島田市防災会議条例

新 条 文

(会長及び委員)

第3条 省略

2

↳ 省略

4

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 省略

(2) 市を警備区域（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第14条に規定する警備区域をいう。）とする陸上自衛隊の部隊に属する自衛官のうちから市長が委嘱する者

(3) 静岡県の職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(5)

↳ 省略

(7)

(8) 市内の社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(9) 市内の経済団体（商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会その他中小企業を支援する団体で市長が認めるものをいう。）の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(10)

↳ 省略

(12)

(13) 市の職員のうちから市長が任命する者

(14) 省略

6 前項第5号、第7号から第9号まで及び第14号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 省略

対 照 表

旧	条	文
		(会長及び委員)
第3条	省略	
2		
3	省略	
4		
5		委員は、次に掲げる者をもって充てる。
	(1)	省略
	(2)	<u>静岡県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</u>
	(3)	<u>静岡県の警察官のうちから市長が委嘱する者</u>
	(4)	
	3	省略
	(6)	
	(7)	
	3	省略
	(9)	
	(10)	<u>市長がその部内の職員のうちから任命する者</u>
	(11)	省略
6		<u>前項第4号、第6号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u>
7		省略

議案第37号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市博物館条例

新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

省略

(職員)

第3条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

第16条 法第23条第1項の規定に基づき、博物館に島田市博物館協議会を置く。

2

） 省略

6

対 照 表

旧 条 文

(設置)

第1条 島田市は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館及びその分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

省略

(職員)

第3条 島田市博物館（以下「博物館」という。）に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

第16条 法第20条第1項の規定に基づき、博物館に島田市博物館協議会を置く。

2

） 省略

6

新 条 文

(貸与の方法)

第3条 省略

2 修学資金を貸与することができる期間は、貸与の決定の日の属する月（管理者が必要と認めた場合にあつては、同日の属する年度の4月）から大学又は外国の医学校を卒業する日の属する月までとする。ただし、正規の修学期間を超えては貸与しない。

3 省略

(返還)

第6条 修学生又は修学資金の貸与を受けていた者（以下「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日（次条の規定により返還の債務の履行が猶予された場合にあつては、当該猶予された期間が終了した日）の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、特に管理者が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

(1) 修学資金の貸与の決定を受けた期間（貸与の決定が複数回あり、その決定に係る期間が連続するものである場合にあつては、最後の貸与の決定を受けた期間）が満了したとき。

(2) 省略

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 大学を卒業した日から起算して2年（第2条第1号イの医師国家受験資格認定を受けた場合は外国の医学校を卒業した日から起算して3年（同号イの医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた場合は4年））以内に医師免許を取得し、その後直ちにセンター（管理者が別に定めるやむを得ない事由によりセンターにおいて臨床研修を行うことができない場合にあつては、センター以外の病院）で臨床研修を行った後、引き続きセンターの医師として勤務した場合において、当該臨床研修を開始した日以降の勤務した期間（センター以外の病院で臨床研修を行った場合にあつては、センターの医師として勤務した期間。以下「勤務期間」という。）が貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間（当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた期間）（貸与を受けた期間が3年以内のときは、管理者が別に定める期間）に達したとき。

(2) 省略

対 照 表

旧 条 文

(貸与の方法)

第3条 省略

2 修学資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、貸与の決定の日の属する月(管理者が必要と認めた場合にあつては、同日の属する年度の4月)から大学又は外国の医学校を卒業する日の属する月までとする。ただし、正規の修学期間を超えては貸与しない。

3 省略

(返還)

第6条 修学生又は修学資金の貸与を受けていた者(以下「修学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日(次条の規定により返還の債務の履行が猶予された場合にあつては、当該猶予された期間が終了した日)の属する月の翌々の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、特に管理者が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

(1) 貸与期間が満了したとき。

(2) 省略

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 大学を卒業した日から起算して2年(第2条第1号イの医師国家受験資格認定を受けた場合は外国の医学校を卒業した日から起算して3年(同号イの医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた場合は4年))以内に医師免許を取得し、その後直ちにセンター(管理者が別に定めるやむを得ない事由によりセンターにおいて臨床研修を行うことができない場合にあつては、センター以外の病院)で臨床研修を行った後、引き続きセンターの医師として勤務した場合において、当該臨床研修を開始した日以降の勤務した期間(センター以外の病院で臨床研修を行った場合にあつては、センターの医師として勤務した期間。以下「勤務期間」という。)が貸与を受けた期間(貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間)に達したとき。

(2) 省略

2 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が管理者が別に定めるやむを得ない事由に該当し、その事由がやんだ後センターの医師として勤務した場合において、その勤務した通算の月数が貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間（当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた期間）（貸与を受けた期間が3年以内のときは、管理者が別に定める期間）の月数に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

3 省略

4 省略

2 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が管理者が別に定めるやむを得ない事由に該当し、その事由がやんだ後センターの医師として勤務した場合において、その勤務した通算の月数が貸与を受けた期間（貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間）の月数に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

3 省略

4 省略

議案第41号 参 考

新 旧 条 文

例規名 静岡地方税滞納整理機構規約

新 条 文

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、藤枝市に置く。

対 照 表

旧 条 文
<p>(広域連合の事務所の位置) 第6条 広域連合の事務所は、<u>静岡市</u>に置く。</p>

議案第42号 参 考

指定期間を変更する理由及び指定管理の状況

1 指定期間を変更する理由

島田市川根温泉と島田市川根温泉ホテルを一体的に管理することで、効率的な管理運営を目指す。

島田市川根温泉の指定期間を3か月延長し、島田市川根温泉ホテルの指定期間に合わせる。

2 指定管理の状況

施設の名称	指定の期間	指定管理者
島田市川根温泉	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	株式会社川根町温泉
島田市川根温泉ホテル	令和元年7月1日～ 令和6年6月30日	大井川鐵道株式会社